

2012年12月

公開草案 ED/2012/7

共同支配事業に対する持分の取得 (IFRS第11号の修正案)

コメント募集期限:2013年4月23日

**共同支配事業に対する持分の取得
(IFRS第11号の修正案)**

コメント募集期限：2013年4月23日

Exposure Draft ED/2012/7 *Acquisition of Assets in a Joint Operation* (Proposed amendments to IFRS 11) is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. The proposals may be modified in the light of the comments received before being issued in final form as amendments to IFRSs. Comments on the Exposure Draft, the Basis for Conclusions and Illustrative Examples should be submitted in writing so as to be received by **23 April 2013**. Respondents are asked to send their comments electronically to the IASB website (www.ifrs.org), using the ‘Comment on a proposal’ page.

All responses will be put on the public record unless the respondent requests confidentiality. However, such requests will not normally be granted unless supported by good reason, such as commercial confidence.

The IASB, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for loss caused to any person who acts or refrains from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

Copyright © 2012 IFRS Foundation®

International Financial Reporting Standards (including International Accounting Standards and SIC and IFRIC Interpretations), Exposure Drafts, and other IASB publications are copyright of the IFRS Foundation. The approved text of International Financial Reporting Standards and other IASB publications is that published by the IASB in the English language. Copies may be obtained from the IFRS Foundation. Please address publications and copyright matters to:

IFRS Foundation Publications Department,
1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749
Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

All rights reserved. Copies of the draft amendments and the accompanying documents may be made for the purpose of preparing comments to be submitted to the IASB, provided such copies are for personal or intra-organisational use only and are not sold or disseminated and provided each copy acknowledges the IFRS Foundation’s copyright and sets out the IASB’s address in full. Otherwise, no part of this publication may be translated, reprinted or reproduced or utilised in any form either in whole or in part or by any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IFRS Foundation.

The Japanese translation of the exposure draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation logo/the IASB logo/‘Hexagon Device’, ‘IFRS Foundation’, ‘eIFRS’, ‘IFRS’, ‘IAS’, ‘IASB’, ‘IASC Foundation’, ‘IASCF’, ‘IFRS for SMEs’, ‘IASs’, ‘IFRIC’, ‘IFRS’, ‘IFRSs’, ‘International Accounting Standards’, ‘International Financial Reporting Standards’ and ‘SIC’ are Trade Marks of the IFRS Foundation.

共同支配事業に対する持分の取得
(IFRS第11号の修正案)

コメント募集期限：2013年4月23日

公開草案 ED/2012/7「共同支配事業に対する持分の取得」(IFRS 第 11 号の修正案)は、コメントを求めることのみを目的に、国際会計基準審議会 (IASB) が公表したものである。この提案は、IFRS の修正として最終の形となる前に、受け取ったコメントを考慮して修正されることがある。本公開草案、結論の根拠及び設例に対するコメントは、**2013 年 4 月 23 日**までに届くよう、文書で提出されたい。回答者は、IASB のウェブサイト (www.ifrs.org) に、'Comment on a proposal' のページから電子的にコメントを提出するよう求められる。

すべての回答は公開の記録に掲載される。回答者が秘密扱いを求める場合は例外であるが、そのような要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。

IASB、IFRS 財団、著者及び出版社は、本公表物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を控える者に生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因によるものであれ、責任を負わない。

コピーライト © 2012 IFRS Foundation®

国際財務報告基準(国際会計基準並びに SIC 及び IFRIC の解釈指針を含む)、公開草案、及び他の IASB 公表物は、IFRS 財団の著作物である。国際財務報告基準及び他の IASB 公表物の承認されたテキストは、IASB が英語で公表したものである。コピーは IFRS 財団から入手できる。公表物及び著作権については下記に照会のこと。

IFRS Foundation Publications Department,
1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749
Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

すべての権利は保護されている。本修正案及び付属文書のコピーは、そのコピーが個人的又は組織内部だけの使用で、販売もしくは配布されることがなく、また、それぞれのコピーが IFRS 財団の著作権であることを識別でき、かつ、IASB のアドレスを完全に表示している場合に限って、IASB へ提出されるコメントを作成する目的で作成可能である。そうでない場合、本公表物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法(現在知られているものも今後発明されるものも)であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IFRS 財団による書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳は、IFRS 財団の著作物である。



IFRS 財団ロゴ/IASB ロゴ/‘Hexagon Device’、‘IFRS Foundation’、‘eIFRS’、‘IAS’、‘IASB’、‘IASC Foundation’、‘IASCF’、‘IFRS for SMEs’、‘IASs’、‘IFRIC’、‘IFRS’、‘IFRSs’、‘International Accounting Standards’、‘International Financial Reporting Standards’ 及び ‘SIC’ は IFRS 財団の商標である。

目 次

| | 開始ページ |
|--|-------|
| イントロダクション及びコメント募集 | 6 |
| 〔案〕 共同支配事業に対する持分の取得 （IFRS 第 11 号の修正案） | 9 |
| IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」の結果的修正案 | 12 |
| 審議会による公開草案の承認 | 13 |
| IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」の修正案に関する結論の根拠 | 14 |
| IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」に関する設例 | 16 |

イントロダクション

本修正案の目的は、共同支配事業（IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」で定義）に対する持分の取得について、当該共同支配事業の活動が事業（IFRS 第 3 号「企業結合」で定義）を構成する場合の共同支配事業者の会計処理に関するガイダンスを導入することである。

IFRS 第 11 号の第 20 項では、共同支配事業に対する持分に関して、共同支配事業者が特に以下のものを認識することを要求している。

- (a) 自らの資産（共同で保有している資産に対する持分を含む）
- (b) 自らの負債（共同で負っている負債に対する持分を含む）

さらに、IFRS 第 11 号の第 21 項では、共同支配事業者は当該資産及び負債を適用のある基準に従って会計処理しなければならないと定めている。

しかし、IFRS 第 11 号でも IAS 第 31 号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」（IFRS 第 11 号に置き換えられた）でも、共同支配事業の活動が事業を構成する場合の共同支配事業に対する持分の取得についての共同支配事業者の会計処理に関するガイダンスを示していなかった。

IAS 第 31 号にガイダンスがなかったことにより、共同支配の営業活動又は資産の活動が事業（IFRS 第 3 号で定義）を構成する場合の共同支配の営業活動又は資産に対する持分の取得についての共同支配投資企業の会計処理において、実務に著しい不統一が生じている。こうした不統一は以下に関するものである。

- (a) 識別可能な純資産の公正価値に追加して支払ったプレミアム（例えば、シナジーに対して支払ったプレミアム）。こうしたプレミアムは、独立の資産（すなわち、のれん）として認識されるか、又は公正価値の比に基づいて識別可能資産に配分されるかのいずれかである。
- (b) 資産及び負債の当初認識から生じた繰延税金資産及び繰延税金負債（のれんの当初認識から生じた繰延税金負債を除く）は、活動が事業を構成する場合の共同支配の営業活動又は資産に対する持分の取得時に認識されるか、又は認識されない（IAS 第 12 号「法人所得税」の第 15 項及び第 24 項の当初認識の例外による）かのいずれかである。
- (c) 取得関連費（資産化されるか又は費用として認識されるかのいずれかである）。

IASB は、この実務の著しい不統一が IFRS 第 11 号の適用後も続く可能性があることを懸念している。

その結果、IASB は IFRS 第 11 号及び IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」の修正を提案している。共同支配事業の活動が事業を構成する場合の共同支配事業に対する持分の取得についての共同支配事業者の会計処理に、IFRS 第 3 号及び他の基準における企業結合の会計処理についての関連性のある原則を適用するとともに、それらの基準で企業結合について要求している関連性のある情報を開示するようにするものである。

本修正案は、既存の共同支配事業に対する持分の取得だけでなく、共同支配事業の形成時における持

ACQUISITION OF AN INTEREST IN A JOINT OPERATION

分の取得にも適用される。しかし、共同支配事業の形成が事業の形成と同時に行われる場合には適用すべきではない。これは共同支配事業の形成時に既存の事業が全く拋出されないケースである。したがって、本修正案の範囲は、限定的な範囲のプロジェクトという観点から、IFRS 解釈指針委員会が観察した実務の著しい不統一の対象となっている事実関係に限定される。

移行の一環として認識すべき識別可能な資産及び負債の取得日公正価値を算定する際の事後的判断の使用を避けるため、IASB は、企業が IFRS 第 11 号の本修正案及び IFRS 第 1 号の結果的修正を、本修正案の発効日以後における、共同支配事業の活動が事業を構成する場合の共同支配事業に対する持分の取得に、将来に向かって適用することを提案している。

今後のステップ

IASB は、本提案について受け取るコメントを検討して、IFRS 第 11 号の本修正案及び IFRS 第 1 号の結果的修正を進めるかどうかを決定する。

コメント募集

IASB は、本公開草案における修正案、特に下記の質問についてコメントを募集している。コメントは次のようなものであれば非常に有用である。

- (a) 記載された質問に回答している
- (b) そのコメントが関連する具体的な項を明記している
- (c) 明確な論拠を含んでいる
- (d) 該当のある場合、IASB が考慮すべき代替案を記述している

IASB は、本公開草案で扱っていない事項についてはコメントを求めている。コメントは、**2013 年 4 月 23 日**までに文書で届くよう提出されたい。

コメント提出者への質問

質問 1：関連性のある原則

IASB は IFRS 第 11 号及び IFRS 第 1 号の修正を提案している。共同支配事業の活動が事業を構成する場合の共同支配事業に対する持分の取得についての共同支配事業者の会計処理に、IFRS 第 3 号及び他の基準における企業結合の会計処理についての関連性のある原則を適用するとともに、それらの基準で企業結合について要求している関連性のある情報を開示するようにするものである。

この修正案に同意するか。同意又は反対の理由は何か。同意しない場合、どのような代替案を提案するか。

質問 2：範囲

IASB は、IFRS 第 11 号の本修正案及び IFRS 第 1 号の結果的修正案を共同支配事業の形成時における持分の取得に適用することを意図している。しかし、共同支配事業の形成時に既存の事業が全く拋出されない場合には、本修正案を適用すべきではない。

この修正案に同意するか。同意又は反対の理由は何か。同意しない場合、どのような代替案を提案するか。

質問 3：経過措置

IASB は、IFRS 第 11 号の本修正案及び IFRS 第 1 号の結果的修正案を、発効日以後における、共同支配事業の活動が事業を構成する場合の共同支配事業に対する持分の取得に、将来に向かって適用することを意図している。

この経過措置案に同意するか。同意又は反対の理由は何か。同意しない場合、どのような代替案を提案するか。

[案] 「共同支配事業に対する持分の取得」 (IFRS 第 11 号の修正案)

IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」の修正案

IFRS 第 11 号において、第 21A 項を追加する。新たな文言に下線を付している。第 20 項から第 21 項は参考のために記載しているが、修正の提案はしていない。

共同支配の取決めの当事者の財務諸表

共同支配事業

20 共同支配事業者は、共同支配事業に対する持分に関して以下を認識しなければならない。

- (a) 自らの資産（共同で保有する資産に対する持分を含む）
- (b) 自らの負債（共同で負う負債に対する持分を含む）
- (c) 共同支配事業から生じる産出物に対する持分の売却による収益
- (d) 共同支配事業による産出物の売却による収益に対する持分
- (e) 自らの費用（共同で負う費用に対する持分を含む）

21 共同支配事業者は、共同支配事業に対する持分に係る資産、負債、収益及び費用の会計処理を、特定の資産、負債、収益及び費用に適用される適切な IFRS に従って行わなければならない。

21A 企業が共同支配事業に対する持分を取得し、その共同支配事業の活動が事業（IFRS 第 3 号「企業結合」で定義）を構成する場合には、第 20 項に従った持分の範囲で、IFRS 第 3 号及び他の IFRS における企業結合の会計処理に関する関連性のある原則を適用するとともに、それらの IFRS で企業結合について要求している関連性のある情報を開示しなければならない。こうした共同支配事業に対する持分の取得の会計処理は、B33A 項から B33B 項に定めている。

付録 B

適用指針

付録 B において、B33 項の後の大見出しを修正する。小見出し及び B33A 項から B33B 項を、B33 項の後の大見出しの後に追加する。新たな文言に下線を付している。

共同支配の取決めの当事者の財務諸表（第 21A 項及び第 22 項）

共同支配事業に対する持分の取得の会計処理

B33A 企業が共同支配事業に対する持分を取得し、その共同支配事業の活動が事業（IFRS 第 3 号「企業結合」で定義）を構成する場合には、第 20 項に従った持分の範囲で、IFRS 第 3 号及び他の IFRS における企業結合の会計処理に関する関連性のある原則を適用するとともに、それらの IFRS で企業結合について要求している関連性のある情報を開示しなければならない。企業結合の会計処理に関する原則には以下のものが含まれる。

- (a) 資産及び負債を公正価値で測定すること（IFRS 第 3 号及び他の IFRS で例外を設けているものを除く）
- (b) 取得関連費を、当該コストが発生しサービスを受け取った期間において費用として認識すること（負債証券又は持分証券の発行コストを IAS 第 32 号「金融商品：表示」及び IFRS 第 9 号に従って認識する場合を除く¹）
- (c) 資産又は負債の当初認識から生じる繰延税金資産及び繰延税金負債を認識すること（のれんの当初認識から生じる繰延税金負債を除く）
- (d) 移転した対価が、取得した識別可能資産と引き受けた負債の取得日における純額を超過する額（もしあれば）を、のれんとして認識すること

B33B 第 21A 項及び B33A 項は、共同支配事業の形成時の共同支配事業に対する持分の取得に適用される。ただし、既存の事業がない場合を除く。

共同支配事業に対する資産の売却又は拋出の会計処理

...

¹ 企業がこの修正を適用するが IFRS 第 9 号をまだ適用していない場合には、この修正における IFRS 第 9 号への参照は、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」への参照として読み替えなければならない。

付録 C

発効日、経過措置及び他の IFRS の廃止

付録 C において、C1AA 項を C1A 項の後に追加し、小見出し及び C14A 項を C14 項の後に追加する。新たな文言に下線を付している。

発効日

...

C1AA [日付] 公表の「共同支配事業に対する持分の取得」(IFRS 第 11 号の修正)により、B33 項の後の見出しが修正され、第 21A 項、B33A 項から B33B 項及び C14A 項並びに見出しが追加された。企業は、当該修正を [日付] 以後に開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用は認められる。企業が当該修正を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。

経過措置

...

共同支配事業に対する持分の取得の会計処理

C14A [日付] 公表の「共同支配事業に対する持分の取得」(IFRS 第 11 号の修正)により、B33 項の後の見出しが修正され、第 21A 項、B33A 項から B33B 項及び C1AA 項並びに見出しが追加された。企業は、当該修正を、当該修正を適用する最初の期間の期首からの共同支配事業に対する持分の取得に、将来に向かって適用しなければならない。したがって、過去の期間において共同支配事業に対する持分の取得について認識した金額は、修正してはならない。

IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」の結果的修正案

付録 C において、C5 項を修正し、第 39M 項を追加する。新たな文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

付録 C

企業結合に関する免除

...

C5 過去の企業結合に対する免除は、関連会社、及び共同支配企業及び事業を構成する共同支配事業の活動に対する持分に対する投資の過去の取得にも適用される。さらに、C1 項で選択された日付は、このような取得のすべてについて同等に適用される。

発効日

...

39M 〔日付〕公表の「共同支配事業に対する持分の取得」(IFRS 第 11 号の修正)により、C5 項が修正された。企業は、当該修正を〔日付〕以後に開始する事業年度に適用しなければならない。企業が「共同支配事業に対する持分の取得」(IFRS 第 11 号の修正)からの IFRS 第 11 号における関連する修正を早期適用する場合には、C5 項の修正をその早期適用する期間に適用しなければならない。

審議会による 2012 年 12 月公表の「共同支配事業に対する持分の取得」 (IFRS 第 11 号の修正案) の承認

公開草案「共同支配事業に対する持分の取得」(IFRS 第11号の修正案)は、国際会計基準審議会の15名の審議会メンバーにより、公表が承認された。

| | |
|---------------------|-----|
| ハンス・フーガーホースト | 議長 |
| イアン・マッキントッシュ | 副議長 |
| スティーブン・クーパー | |
| フィリップ・ダンジョウ | |
| マルティン・エーデルマン | |
| ヤン・エングストローム | |
| パトリック・フィネガン | |
| アマロ・ルイス・デ・オリベイラ・ゴメス | |
| プラブハカー・カラバチェラ | |
| パトリシア・マコーネル | |
| 鷺地 隆継 | |
| ポール・パクター | |
| ダレル・スコット | |
| 徐 正雨 | |
| 張 為国 | |

IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」の修正案に関する結論の根拠

この結論の根拠は修正案に付属しているが、その一部を構成するものではない。

共同支配の取決めの当事者の財務諸表

共同支配事業に対する持分の取得の会計処理

- BC1 IFRS 解釈指針委員会（解釈指針委員会）は、IASB に、IAS 第 31 号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」で定めていた共同支配の営業活動又は資産に対する持分の取得の会計処理において実務が著しく異なっていると報告した。特に、解釈指針委員会は、共同支配の営業活動又は資産が事業（IFRS 第 3 号「企業結合」で定義）を構成する場合における実務の著しい不統一に留意した。これには、共同支配の営業活動又は資産の形成で、既存の事業が形成時に抛出される場合が含まれる。
- BC2 IFRS 第 3 号及び他の基準における企業結合の会計処理の関連性のある原則を適用する企業がある一方で、共同支配の営業活動又は資産に対する持分の取得の合計コストを個々の識別可能な資産及び負債に公正価値の比で配分する企業もある。
- BC3 第 3 のグループは、企業結合の会計処理の関連性のある原則を、他の基準が扱っていない論点にのみ適用している。
- BC4 さまざまなアプローチにより、とりわけ以下の点について、さまざまな会計処理の結果が生じている。
- (a) シナジーに対して支払ったプレミアムの会計処理
 - (b) 取得関連費の資産化又は費用処理
 - (c) 資産及び負債の当初認識から生じた繰延税金資産及び繰延税金負債の会計処理
- BC5 IASB は、実務の著しい不統一は、IAS 第 31 号が、共同支配の営業活動又は資産の活動が事業（IFRS 第 3 号「企業結合」で定義）を構成する場合における、共同支配の営業活動又は資産に対する持分の取得の会計処理について、包括的なガイダンスを示していないことにより生じていることに留意した。IASB は、この実務の著しい不統一が、共同支配事業（IFRS 第 11 号で定義）²のうちその活動が事業を構成するものに対する持分の取得の会計処理について継続する可能性があることを懸念している。
- BC6 IASB は、事業に対する持分の取得に関する現行の基準におけるガイダンスを検討し、共同支配事業の活動が事業（IFRS 第 3 号で定義）を構成する場合の共同支配事業に対する持分の取得の会計処理に最も適切なアプローチは、IFRS 第 3 号及び他の基準における企業結合の会計処理に関する関連性のあるすべての原則を適用することであると結論を下した。

² IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」は、2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用しなければならない。IFRS 第 11 号は IAS 第 31 号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」を置き換える。

ACQUISITION OF AN INTEREST IN A JOINT OPERATION

- BC7 IASB は、以下の理由でこの結論に至った。
- (a) のれん（存在する場合）を別個に認識する方が、プレミアムを識別可能な資産に公正価値の比率に基づいて配分するよりも望ましいと考えている。
 - (b) 企業結合の会計処理の適用を、基準の他の箇所では扱われていない論点のみに限定するというアプローチには、強固な概念的根拠がないと考えている。
 - (c) 企業結合に関する IFRS 第 3 号及び他の基準におけるガイダンスは、取引のさまざまな構成部分について包括的で首尾一貫した会計原則のセットを提供している。
- BC8 また、IASB は、共同支配事業の活動が事業（IFRS 第 3 号で定義）を構成する場合の共同支配事業に対する持分を取得しようとしている企業は、企業結合に関する IFRS 第 3 号及び他の基準で定めている関連性のある情報を開示しなければならないという結論も下した。これは、こうした要求事項は事業に対する持分の取得に関する財務報告の不可欠な一部だからである。
- BC9 したがって、IASB は、実務の著しい不統一を解決する手段として、共同支配事業の活動が事業（IFRS 第 3 号で定義）を構成する場合の共同支配事業に対する持分の取得と、関連する開示要求の両方を扱うように IFRS 第 11 号を修正することを提案している。
- BC10 本修正案の範囲は、限定的な範囲のプロジェクトという観点から、IFRS 解釈指針委員会が観察した実務の著しい不統一の対象となっている事実関係に限定される。したがって、IASB は、この修正を既存の共同支配事業に対する持分の取得だけでなく、共同支配事業の形成時における持分の取得にも適用することを提案している。しかし、本修正案は、共同支配事業の形成が事業の形成と同時に進行される場合には適用すべきではない。これは共同支配事業の形成時に既存の事業が全く拋出されないケースである。

発効日及び経過措置

- BC11 IASB は、IFRS 第 11 号の修正の経過措置及び発効日を検討した。IASB は、BC2 項から BC3 項に示した不統一なアプローチのうちの 1 つを適用して過去に会計処理した取引に、IFRS 第 3 号及び他の基準における企業結合の会計処理の関連性のある原則を適用するには、取引の一部として認識すべき識別可能な資産及び負債の取得日公正価値を算定する際に事後的判断の使用が必要となる可能性があることに留意した。したがって、IASB は、企業は IFRS 第 11 号の本修正案を [日付] 以後に開始する事業年度に将来に向かって適用することを提案している。

設 例

IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」

これらの設例は、本修正案に付属しているが、その一部を構成するものではない。IFRS 第 11 号の諸側面を例示しているが、解釈上のガイダンスの提供を意図したものではない。

IE52 項の後に、見出し及び IE53 項から IE56 項を追加する。

設例 7——共同支配事業に対する持分の取得の会計処理

IE53 企業 A は、共同支配事業（共同支配事業 C）に対する 40%の所有持分を CU300³のコストで取得し、取得関連費 CU50 が発生している。当事者間の契約上の取決めでは、企業 A が共同支配企業に関する資産に対する権利及び負債に対する義務を所有持分に比例して有すると定めている。

IE54 IFRS 第 3 号「企業結合」では、取得した識別可能な資産及び引き受けた負債を企業が取得日公正価値で測定することを要求しているが、限定的な例外を設けている。例えば、公正価値で測定せずに IAS 第 12 号「法人所得税」に従って測定する繰延税金資産及び繰延税金負債などである。下記の表では以下のものを示している。

- (a) 純資産全体について IFRS 第 3 号が要求している取得日の金額（すなわち、取得した識別可能な資産及び引き受けた負債についての公正価値又は IFRS 第 3 号がその代わりに要求している測定）
- (b) これらの資産及び負債に対する企業 A の持分
- (c) 企業 A が共同支配事業に対する持分に関して財務諸表に認識する金額

| | 純資産全体につ いて IFRS 第 3 号 が要求している 取得日の金額 | これらの資産 及び負債に対 する企業 A の持 分 | 企業 A の財務 諸表で認識さ れる金額 |
|--------------|---|------------------------------------|----------------------------|
| 有形固定資産 | 270 | 40% | 108 |
| 無形資産（のれんを除く） | 125 | 40% | 50 |
| 売掛債権 | 210 | 40% | 84 |
| 棚卸資産 | 175 | 40% | 70 |
| 退職給付債務 | (30) | 40% | (12) |
| 買掛債務 | (120) | 40% | (48) |
| 繰延税金負債 | (60) | 40% | (24) |
| 純資産 | 570 | | 228 |

³ この設例では、貨幣金額を「通貨単位（CU）」で表示している。

ACQUISITION OF AN INTEREST IN A JOINT OPERATION

IE55 企業 A は、IFRS 第 3 号及び他の IFRS における企業結合の会計処理に関する関連性のある原則を、共同支配事業 C に対する持分の取得時に取得した資産及び引き受けた負債の識別、測定及び分類について適用する。しかし、企業 A は、共同支配事業に対する持分に関して、契約上の取決めに記載されているように、共同で保有している資産のそれぞれ及び共同で負っている負債のそれぞれに対する持分のみを認識し、当該資産及び負債に対する共同支配事業の他の関係者の持分は認識しない。移転した対価が、正味の識別可能資産に対する持分に配分された金額を超過する金額が、のれんとして認識される。

| | |
|---|-------------|
| 移転した対価 | CU300 |
| 共同支配事業に対する持分に関する識別可能な資産及び負債に対する企業 A の持分 | CU228 |
| のれん | CU72 |

IE56 取得関連費は、共同支配事業に対する持分に対して移転した対価の一部とはみなされない。それらは、当該コストが発生しサービスを受け取った期間において費用として純損益に認識される。